

日本体育大学図書館利用内規

2012年4月1日

(趣旨)

第1条 日本体育大学図書館の利用に関しては、この内規の定めるところによる。

(利用者の範囲)

第2条 本学図書館を利用できる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校法人日本体育大学傘下の教職員・学生及びこれに準ずる者
- 二 本学の卒業生・修了生・元教職員のほか、本法人構成員の家族等、本法人構成員以外の本法人のステークホルダー。
- 三 その他、本学図書館蔵書の利用を希望する一般利用者で高校生以上の者。

(入館手続)

第3条 利用者は、次の学内身分証等を携帯するものとする。

- 一 教職員は教職員証
 - 二 学生は学生証
- 2 入退館ゲートを通過する場合は、学内身分証をかざして入館する。
- 3 学内身分証等を持たない学外利用者については、別に定める「利用要領」に則り、図書館を利用することができる。

(休館日・閉館日)

第4条 休館日は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、臨時に変更することができる。

- 一 授業休業期間中の日曜・祝日
 - 二 開学記念日
 - 三 年末年始12月29日から翌年1月3日まで
- 2 前項に定める日のほか、入学試験等で入校を制限された日は、閉館日または休館日となる。

(開館時間)

第5条 開館時間は、授業期間かどうかを基準に、次の5種類とする。

- 一 通常開館：授業期間中の平日 8:45～22:00
 - 二 土曜開館：授業期間中の土曜 8:45～19:00
 - 三 休日開館：授業期間中の日曜・祝日と授業期間外の土曜 10:15～18:00
 - 四 短縮開館：授業期間外の平日 8:45～19:00
 - 五 行事短縮開館：大学行事日 8:45～18:00
- 2 第1項の規定にかかわらず館長が必要と認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(館内利用)

第6条 図書館備付資料の利用に当たっては、職員の指示に従い、所定の場所で利用するものとする。

- 2 館長は、法律で指示のある場合や、次の各号に掲げる場合においては閲覧を制限することができる。
- 一 一定の期間公にしないことを条件に、寄贈または寄託を受けている場合。
 - 二 資料の原本を利用することで、原本に破損・汚損が生ずるおそれがある場合。ただし、原本の代替物（マイクロフィルム等）がある場合は、代替物により利用することができる。

(貴重資料の利用)

第8条 貴重書・特殊文庫資料を利用しようとするときは、館長の承認を得なければならない。

2 前項の取扱いについては、別に定める「貴重書取扱要領」等による。

(館外利用)

第9条 本学教職員及び学生は、所定の手続きを経て、図書館備付資料を館外に貸出することができる。

ただし、館内利用扱いの次の各号に掲げる資料については、貸出が制限される。

一 貴重書・特殊文庫資料

二 参考図書、雑誌の最新号および新聞

三 著作権処理済みのものを除く視聴覚資料

四 定期試験等の関連資料など、その他、館長が制限資料として指定した資料

2 第1項の規定にかかわらず館長が必要と認めたときは、特別貸出の扱いを受けることができる。

3 学外者は、別に定める「利用要領」に則り、図書館備付資料を館外に貸出することができる。

第10条 館外貸出の期間及び冊数は、別表のとおりとする。ただし、館長は、期間内であっても必要に応じて返却を求めることができる。

2 館長が必要と認めたときは、前項の期間および冊数について特別貸出の扱いを受けることができる。

第11条 館外貸出資料は、貸出者が責任を持って保管し、他人に転貸してはならない。

第12条 利用者が館外貸出の期間が過ぎても返却しない場合、館長はその後の館外貸出を停止することができる。

(相互利用)

第13条 本学以外の図書館等から所蔵資料の学外貸出、または複写の申込みがあった場合は、大学設置基準の相互利用の趣旨に則り、これに応ずることができる。

2 教職員および学生は、他の大学図書館等を、文献複写や現物貸借による図書館間サービスを利用するか、または求められる手続きを経て直接に利用することができる。

3 文献複写および現物貸借に伴う経費は、これを図書館が負担するものとする。

(資料の複写)

第14条 複写を希望する者は、著作権の定め範囲において利用することができる。

2 図書館備付資料の複写は、原則として図書館が行うものとする。ただし、図書館の複写設備および業務の都合により複写を受託することができない場合、利用者は、複写申込用紙に記入の上、自ら複写することができる。

(内規の遵守等)

第15条 利用者は、この内規をはじめ、利用についての定めを遵守するとともに、職員の指示に従わなければならない。

2 利用者は、喫煙または所定の場所以外での飲食、指示のある場所で静粛にしないなど、図書館運営の支障となる行為、他の利用者の迷惑となる行為を行ってはならない。

3 この内規に違反した場合、館長は、図書館の利用を停止し、または退館を命ずることができる。

(弁償責任)

第16条 利用者は、利用中の資料・備品を故意または重大な過失により亡失し、または破損した場合は、原則として代替の現物または時価により、その損害を弁償しなければならない。

(雑則)

第17条 この内規の実施に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この内規は、2012年4月1日から施行する。